

**令和4年2月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和4年2月18日開会**

**丸亀市農業委員会**

令和4年2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年2月18日(金) 午前9時30分～午前10時25分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  |           |

欠席委員 1人

農業委員 1人

16. 松下 孝江

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英  
副主任 山根 大雅  
主 任 中山 弘美

## その他の出席者

農林水産課 栗岡 宏樹  
農林水産課 北尾 勇太

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 丸亀市賃借料情報について
3. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第10号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第11号 非農地証明願について  
議案第12号 許可後の事業計画変更申請について  
議案第13号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について  
議案第14号 土地改良事業の非農用地区域の設定について

### 報 告

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

## 令和4年2月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年2月の農業委員会定例総会を開会いたします。最初に、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次回の日程）です。②県再生協議会への要請（A4：1枚）です。③丸亀市賃借料情報（A4：1枚）です。それから、議案と一緒に、「令和4年度の現地確認・定例総会、農家相談等日程表」、それから「定例農家相談委員日程表」を同封していますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、恒例の活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記載をよろしくをお願いいたします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。何かとお忙しい中、2月の定例総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。推進委員の大西亘さんが、今月にお亡くなりになられたというようなことをお聞きしました。ご冥福をお祈りしたいと思います。さて、水田活用の直接支払交付金の見直しを政府が行っていることを、皆さんもご存知だろうと思います。今日の日本農業新聞にも、5年間で水稲作付が行われない農地は交付対象としないとのことでした。水田交付金と言いますけれども転作支援でして、麦の場合、10アール当たり3万5000円が助成されています。前の農業委員だった、あぐりらんど飯山の村山さんから電話がありまして、80ヘクタールあまりの麦を作っているが、稲を作るのは、無理だ、3万5000円の助成金が切られたら、法人の経営は成り立たなくなるとのことでした。何とかしなければならぬというような電話がありました。この交付金は再生協議会がいろいろ取り扱ってしまして、農業委員会の会長が充て職で再生協議会の会長になります。皆さんのお手元に、再生協議会への要請というプリントをお配りしていると思いますが、県の農業会議の常設審議会でお願いをしておきました。それを読みます。水田活用の直接支払交付金の見直しが国の方で行われていますが、その対応についてのお願いです。水田活用直接支払交付金については、再生協議会で取り扱っていますので、県の再生協議会の副会長しておられる、三笠会長、湊会長が常設審議会の委員として出席されています。新聞に1月19日に、岸田首相は国会答弁で、5年間1度も米の作付けを行わない農地は対象外とするとの説明をされたという記事が載っています。一方、香川県では、農地を守り、遊休農地を発生させないために、法人に農地を集積するということで、集落営農等の法人化を推し進めてきました。法人は、ほとんどが麦の作付けに特化しています。なぜならば、米では採算が合わないことや、水利慣行が地域によって異なることから、他の地域でたくさんの作付けはできません。土地利用型の作物では、採算の合うのは麦しかありません。水稲を作付けしない農地には交付金が出ないということに

なると、法人経営は成り立たなくなります。最悪、農地を返還するということになれば、遊休農地が大量に発生することにもなりかねません。市の担当者にお聞きしますと、情報は新聞情報しかないとのこと。全国的には、そういうのが適切かもしれませんが、香川県では大変な問題です。ぜひ、地域に合った柔軟な運用ができますように、代議士の先生や国や県に要請していただくようお願いいたします。末端の再生協議会では何もできませんので、だんだんと作り上げていくことが必要だろうということで、一石を投じて参りました。国会では、議論されているようでして、基本は変わらないにしても、運用面で柔軟に対応していくという方向になればと思っています。

議事を進めます。本日の出席委員は15人で過半数の方が出席をされていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、12番平池委員と13番谷本委員をお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「丸亀市賃借料情報について」、議題3その他として、「丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程について」です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農林水産課栗岡です。令和4年2月1日締切2月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更についてご報告いたします。座って説明いたします。それではお手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご用意ください。表紙の次が、「変更等理由書」、続いて、「位置図」をつけてあります。資料1ページから順に説明いたします。

番号2の1、金倉町・・・面積1,295㎡のうち461.52㎡外1筆を・・・が分家住宅を建築します。

番号2の2、綾歌町富熊・・・面積1,408㎡のうち499㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号2の3、飯山町西坂元・・・面積843㎡のうち496㎡を・・・が分家住宅を建築します。

以上3件、合計1,494.14㎡の申出となっています。変更区分、地域別の内訳は、2ページの表のとおりです。以上です。よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見は無いようなので、「農業振興地域整備計画の変更」については、異議のないものいたします。栗岡さん、ありがとうございました。

それでは、議題2「丸亀市賃借料情報について」を事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、資料として、「令和3年分丸亀市賃借料情報」をご覧ください。農地法が平成21年に改正され、それまでの標準小作料制度というのが廃止されました。そこで、農地の賃借は原則として自由契約になっております。今までの標準小作料の制度に変わり、賃借料の目安として、その状況を毎年、地区別に集計して、ホームページ等で公表することとなっています。今回、この令和3年分のデータを市のホームページにアップロードする予定です。最終行にもあります通り、近年は9割強が使用貸借、つまり無料になっています。よって、賃貸借につきましては、サンプル数が少なくなります。そのために毎年の金額の変動は大きくなって参ります。農家の方から問い合わせ等がありました場合には、これはあくまで参考ですということで、丸亀市のホームページの農業委員会のところに掲載していますということで、お知らせいただければと思います。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、「丸亀市賃借料情報」は、市のホームページで、農業委員会のページに掲載いたします。

それでは議題3その他として、「丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程」について、事務局の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、右上に2月総会資料と書いています、「丸亀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正」の資料をご覧ください。これは押印廃止に関するものです。農業委員会告示であります。本規程の一部改正の内容につきましては、最後の行に、様式1号から3号を次のように改めるとなっていますが、様式の添付は、省略しています。推進委員を選任する手続きの中で提出いただく様式の中の候補者の推薦書、これの個人用・団体用とも、推薦者、被推薦者の押印、また自薦で申し込む場合の応募申込書、これの応募者の押印を令和4年4月から廃止するものです。なお、農業委員の選任に関しましても、同様の要綱がありますが、こちらは市告示の要綱となっていますので、現在、丸亀市における押印の見直しに関する方針に基づき、庁内一括で押印廃止の手続きを進めている中で合わせて、押印廃止の手続きをとるものです。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見も無いようですので、規程の一部改正については、改正の規定のを制定します。

その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告、連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、1月27日木曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は2月7日月曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は、2月10日木曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。相談の内容は、自分で耕作できない農地についての相談でありまして、相談者は、農地を、農業委員会を通して使用貸借の契約を結んでいました。しかし、その借り手が体調を悪くして、もう耕作ができないということで、利用権の解約の申請をされました。今回の相談は、事前に電話があり、その農地の借り手を探して欲しいので、相談に行くとの話でありました。しかし、当日に相談者に借り手を探す相談が確認したところ、できれば、農地を売りたいということを言われました。それで、事前の調査では、今回の相談対象の農地は全て農業振興地域内の農用地でありまして、1筆は農業振興地域から除外ができる可能性はありますが、他の田につきましても、除外の条件に当てはまりませんでした。相談者にはそのことを説明いたしまして、農地としてなら売れるかもしれないが、転用等の売買は難しいという話をしました。そして、現在、耕作者がおらず、困っているのなら、一度、農地機構へ相談してはどうかとのお話をしました。今回、農地機構へも、事前に相談があるかもしれないということ連絡していて、相談の農地なら、近くに数件の農業法人があるので相談できるとの話をいただいていた。相談者の方は、農地機構へ相談してみるとの返事がありました。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は、2月28日月曜日、登倉委員、市役所本庁開催分は3月7日月曜日、石井委員、綾歌市民総合センター開催分は、3月10日木曜日、平池委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、報告事項は終わります。

続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題といたしまして、  
議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、  
議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」、  
議案第11号「非農地証明願について」、

議案第12号「許可後の事業計画変更申請について」、

議案第13号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」、

議案第14号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」、

報告といたしまして、

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、田村町・・・面積404.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、療養その他生活資金を必要とする譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、綾歌町栗熊東・・・合計面積1,028.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、相続・分家資金を必要とする譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻などを作付けする計画を提出されています。

3番、綾歌町富熊・・・面積658.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻などを作付けする計画が提示されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご異議ないようですので、議案第7号3件は原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 2ページをお開きください。議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、飯山町西坂元・・・面積325.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年11月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。本案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件は、許可相当として委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は16件です。

4ページにかけてになります。

1 番、津森町・・・合計面積 9,087.21 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 39 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域、または第一種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

5 ページをお開きください。

2 番、柞原町・・・合計面積 1,070.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 4 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番、柞原町・・・合計面積 2,099.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 12 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 3 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番、川西町北・・・面積 1,576 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、事務所兼倉庫 1 棟の建築整備などを図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 3 年 10 月に、農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 ページをお開きください。

5 番、郡家町・・・合計面積 2,024.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 6 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 3 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番、郡家町・・・面積 1,766.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 8 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 3 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 ページをお開きください。

7 番、郡家町・・・面積 528.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 3 年 12 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、郡家町・・・面積 330.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、三条町・・・面積 2,018.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、児童福祉施設1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯野町東二・・・合計面積 1,870.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

11番、土居町三丁目・・・合計面積 857.67 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、送迎用駐車場の造成整備を図るものですが、新たなこども園の整備が完了すれば、農地へ復旧するというもので、転用時期が令和7年3月31日まで約3年間の一時転用です。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

12番、綾歌町富熊・・・合計面積 696.88 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、綾歌町富熊・・・合計面積 846.57 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張し、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

14番、綾歌町富熊・・・合計面積 499.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、飯山町東坂元・・・合計面積1,365.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業用倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和3年12月に、農振用途区分変更申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番、飯山町東坂元・・・合計面積6,025.73㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件は、議案第13号に関連します。

以上16件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から16番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件につきましては、許可相当として委員会意見書を添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、10ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」です。10ページから34ページにかけて記載をしています。

申請件数は、合わせて44件、筆数が116筆、面積109,742.66㎡です。詳細は、表の通りとなっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」について、44件の各案件につきましては、原案通り処理していくことにいたします。

次に、議案第11号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、35ページをお開きください。議案第11号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、田村町・・・面積19.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、以前より水路として利用している状況です。

2番、垂水町・・・合計面積173.38㎡【議案読み上げ】

この申請地は、以前より農道として利用している状況です。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第11号「非農地証明願」について、整理番号1番から2番の案件につきましては、原案通り処理していくことにいたします。

続いて、議案第12号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは36ページをお開きください。議案第12号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は4件です。

1番、郡家町・・・合計面積3,093㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成23年3月25日、分譲住宅11棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

2番、三条町・・・合計面積2,002.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月12日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

37ページをお開きください。

3番、飯野町東二・・・合計面積7,547.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月13日、分譲住宅30棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

38ページをお開きください。

4番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,604.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月13日、分譲住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。1番、平成23年3月25日ということで工期延長、かなり長いのですが、詳しく説明できませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただいま質問のありました1番の工期が長く続いていることについて説明させていただきます。この申請地は分譲住宅として許可を受けていて、全区画の土地の売買は完了しています。しかし、1区画について、購入者の諸般の事情によりまして住宅の建築が滞っていて、現状では工事が完了していないため、工事完了時期を延長させて、分譲住宅の完了を行うものであります。以上です。

●会長（松岡繁君） わかりました。他に無いようですので、議案第12号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から4番の各案件につきましては、県へ進達することといたします。

続いて、議案第13号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君） 続いて、39ページをお開きください。議案第13号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積1,046.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月17日に、申請地に農業用倉庫1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の転用許可を受けていましたが、諸般の事情により、この度・・・が権利を承継し、5条申請を行うため、変更申請が提出されました。なお、本申請につきましては、先ほど議案第9号第16番で説明した通りです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第13号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請」について、県へ進達することといたします。

次に議案第14号「土地改良事業の非農用地区域設定について」を議題に供します。この議案は、飯山土地改良区から農業委員会への意見照会ですので、農林水産課土地改良担当の北尾様に同席をいただきました。事務局よりご説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 40ページをお開きください。議案第14号「土地改良事業の非農用地区域

の設定について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・面積649.00㎡のうち30.00㎡、面積1,955.00㎡のうち600.00㎡【議案読み上げ】

この案件につきましては、40ページから46ページに記載している通りで、農地耕作条件改善事業、・・・区域内にある申請地で、事業を行うにあたり、現地を確認したところ、すでに宅地の一部として利用されている土地に隣接する農地の一部が含まれていることがわかり、現状に合わせた区画整形を行うため、非農用地区域を設定することといたしたいので、昭和49年7月12日付49構改B第1241号農林省構造改善局長通知「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」の記の第2の1(1)のアに定めるところにより、丸亀市飯山町土地改良区が農業委員会の意見を問うものです。現地は、農業用施設(倉庫)の一部として利用されている状況です。農用地の位置、面積、その他特に問題ないものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようですので、議案第14号「土地改良事業の非農用地区域の設定」については、異議のない旨回答いたします。北尾さん、どうもありがとうございました。

それでは、報告事項に移ります。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、事務局から報告いたします。

●事務局次長(大西良明君) 続いて、47ページをお開きください。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は3件です。

1番、中津町・・・合計面積5,348.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年11月30日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

48ページにかけてになります。

2番、本島町笠島・・・面積707.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、原田町・・・面積101.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年8月14日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

49ページをお開きください。

報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は8件です。

1番、中津町・・・面積542.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作不便で低生産地のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、山北町・・・面積914.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作者変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

50ページをお開きください。

3番、川西町北・・・面積1,040.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、使用貸借に変更するため、離作補償なく合意解約するものです。

4番、三条町・・・面積2,018.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

51ページをお開きください。

5番、飯野町東二・・・合計面積4,641.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

6番、飯野町東二・・・合計面積1,368.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

52ページをお開きください。

7番、垂水町・・・合計面積2,518.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地法3条第1項の規定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

8番、飯山町西坂元・・・面積1,421.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項につきまして、ご質問等はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようですので、議案審議並びに報告事項は終了しました。皆さんの方から何かございましたらお願いします。

●農業委員(尾野弘季君) 大西さんが亡くなられたのですが、後任はどういうふうになるのでしょうか。

●事務局長(小西裕幸君) ただいまのご質問にお答えいたします。推進委員の大西亘さんが亡くなられて、地区的には、田村とか、その辺りの地区を担当していただいています、パトロールとかの調査の時には、尾野委員とか小松委員とか、一緒に班体制で回っていただいていたと思います。それで、推進員について、亡くなられた場合、急に次の方を作らなければいけないという規定はないのですけれど、地区的には調査等たくさんありますので、ご苦労をお願いするようにはなるのですが、来年の7月19日までが、今の委員の任期になっていますので、事務局としては、できるだけ協力させていただきますので、今の体制でお願いできたらと考えています。

●会長(松岡繁君) 今の事務局の報告で、いかがでございましょう。

●農業委員(尾野弘季君) わかりました。

●会長(松岡繁君) これをもって閉会いたします。事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長(小西裕幸君) 委員の皆様へ計報の連絡をいたします。推進委員の大西亘様が亡くなられました。大西様には、農業委員会の慶弔規定に基づき、お悔やみをいたしました。大西委員ですけれど、有限会社近代農業センターと言う農業法人を作られて、主に1人で田村地区を中心に農地を借りて耕作されていました。地域の方からは、形の悪い田んぼも借りてくれるし、本当によくしてくれていたというお話をよく聞きます。大西様は、体調を悪くされて、借りていた土地の更新等は極力控えられておりましたが、それ以前から契約されていた農地もあります。基本的に農業委員会を通して、貸借された農地につきましては、借り手の方が亡くなられた時点でその契約が切れることにはなりますが、貸し手の方は次の借り手を探すか自分で、耕作や管理をすることになります。今回その農地の方が出てくると思います。農業法人や認定農業者が少ない地域でもありますので、貸し手の意向もありますが、そういう農地を借りたい等の話がありましたら、事務局や農地機構などへ情報の提供をお願いいたします。

それから、次に郵便局の配達日が変更になった関係で、議案等が総会まで間に合わない案件が発生しています。お手数ですが、総会前日に届いていない場合はご連絡ください。総会が月曜日とかの時は、金曜日の朝に届いてなかったら、ご連絡ください。直接持っていくようにいたしますので、お願いします。

それから、来月の定例総会の開催日程についてお知らせいたします。まず、現地調査ですけれど、農地転用等の申請の締め切りが3月4日金曜日になりますので、3月は土日を挟んで、8日火曜日に現地調査を行います。関係する委員には、7日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の

定例総会は、3月18日金曜日、午後9時30分からこの会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。以上です。本日はどうもありがとうございました。

(午前10時25分終了)